

岩手県危機管理対応方針

| | |
|----|-------------------|
| 制定 | 平成 12 年 2 月 10 日 |
| 改正 | 平成 12 年 8 月 20 日 |
| | 平成 13 年 3 月 30 日 |
| | 平成 13 年 11 月 6 日 |
| | 平成 14 年 11 月 18 日 |
| | 平成 16 年 4 月 1 日 |
| | 平成 16 年 10 月 15 日 |
| | 平成 17 年 4 月 28 日 |
| | 平成 18 年 3 月 17 日 |
| | 平成 19 年 4 月 2 日 |
| | 平成 20 年 4 月 1 日 |
| | 平成 21 年 4 月 1 日 |

第 1 章 総則

1 目的

この方針は、岩手県域において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、県としての危機管理の基本的枠組みを定め、県民及び滞在者（以下「県民等」という。）の生命、身体及び財産への被害の防止・軽減を図ることを目的とする。

2 危機の定義

(1) 「危機」とは、次に掲げる事案で両方を満たすものをいう。

ア 県民等の生命、身体及び財産に、直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事案

イ 県が全庁又は部局を挙げて対応すべき事案

(2) 危機管理とは、これら事案への対処をいい、危機対処体制の基本的考え方は別紙 1 のとおりとする。

3 対象とする危機の範囲及び所管部局

対象とする主な危機事案と所管部局は別紙 2 のとおりとする。

4 他の計画との関係

この方針の危機の中で次に掲げる危機事案については、それぞれの計画で対処するものとする。

- ・ 岩手県地域防災計画に規定する災害
- ・ 岩手県石油コンビナート等防災計画で規定している石油コンビナート等特別防災区域にかかる災害
- ・ 岩手県国民保護計画に規定する武力攻撃事態等及び緊急対処事態

5 総合防災室及び各部局等の責務

(1) 総合防災室の責務

ア 総合防災室は、県全体の危機管理に係る総合調整、研修、訓練を実施し、平常時から全庁的な危機管理体制の充実・強化に努めるとともに、所管部局が不明な危機が発生した場合や、自らが所管し、全庁的な対応が必要な危機が発生

した場合には、関係部局及び関係機関と連携して、必要な対策を実施する。

イ 総合防災室が所管する危機事案以外で、全庁的な対応が必要な危機事案が発生した場合には、関係部局及び関係機関との連絡調整や対策本部の運営など、必要に応じて所管部局を支援する。

ウ 所管部局が単独又は複数で対処する危機事案には、主たる所管部局を中心に、関係部局等が連携・協力できるよう支援する。

(2) 各部局の責務

ア 各部局は、所管業務に係る危機の発生に備え、平常時から危機対応マニュアルを整備するなど、危機管理体制の充実・強化に努める。

イ 各部局は、所管業務に係る危機の発生時には、迅速に知事等への報告及び総合防災室への連絡を行うとともに、あらかじめ作成した危機対応マニュアルに基づいて応急対策を実施する。

(注) 知事等とは、知事、副知事及び総務部長をいう。

ウ 各部局は、職員の危機管理能力の向上を図るため、訓練や研修を実施する。

(3) 地方支部の責務

所管部局と連携し、危機対応マニュアルを整備するとともに、危機発生時には、これに基づき対処する。

(4) 職員の責務

職員は、担当する業務について常に起こりうる危機を想定し、その対応を検討するとともに、危機対応マニュアルを確認し、訓練や研修を通じて必要な知識の習得、危機管理能力の向上に努める。

第2章 危機管理体制

1 危機管理責任者等

(1) 危機管理責任者

平常時において、部局内の危機管理を推進するとともに、危機発生時には、関係部局及び関係機関と連携し、迅速的確に対処を行うため、各部局に危機管理責任者を置く。

危機管理責任者は、部局の副部長・次長等をもってあてる。

(2) 危機管理統括責任者

危機管理責任者を統括するため、危機管理統括責任者を置き、総合防災室長をあてる。

2 危機管理情報連絡員

危機管理責任者を補佐し、部局内の危機管理の推進及び危機発生時に対策本部(事務局)との連絡調整等を行うため、危機管理情報連絡員を設置する。

危機管理情報連絡員は、各部局の管理担当課長等をあてる。

3 危機管理連絡会議

(1) 危機発生に備え、平常時から部局間の連携、情報の共有化を図るとともに、危機発生時において、迅速的確に対処するため、全庁的な連絡調整を目的とする危機管理連絡会議を設置する。

(2) 危機管理連絡会議の議長は、危機管理統括責任者とし、構成員は各部局の危機

管理責任者とする。

(3) 会議の開催は、危機管理統括責任者が必要に応じて随時開催する。

4 24時間危機管理警戒体制

総合防災室は、夜間、休日等の勤務時間外における各種危機事案の発生に対して、迅速かつ的確に情報の収集や連絡などの初動対応を行うため、本庁知事部局の管理職員及び総務部の一般職員による宿日直勤務を行い、24時間危機管理警戒体制を敷く。

5 危機対策本部等

危機が発生し、又は発生するおそれが生じた場合、次の表に掲げる危機レベルに応じた対処体制を敷き、危機への対処方針の決定及び実施を行う。

【危機レベルと対処体制】

| 区分 | 危機のレベル | 対処体制 |
|--------|--|-------------|
| 危機レベル1 | 部局で情報収集が必要と判断される場合 | 部局に情報連絡室を設置 |
| 危機レベル2 | 部局を挙げて対処する必要がある場合、又は被害や社会的な影響はあるが、部局で対処できると判断される場合。 その他、部局長が必要と認めた場合。 | 部局危機対策本部を設置 |
| 危機レベル3 | 被害が拡大又は拡大のおそれがあり、社会的影響が大きく、全庁的な対処が必要な場合。 その他、知事が必要と認めた場合。 | 県危機対策本部を設置 |

(1) 情報連絡室（危機レベル1）

各部局は、所管業務に係る危機事案が発生又は発生するおそれが生じた場合は、部局内に情報連絡室を設置し、当該事案に係る情報を一元的、集中的に収集する。

(2) 部局危機対策本部（危機レベル2）

各部局は、当該事案が、部局を挙げて対処する必要がある場合又は被害や社会的な影響はあるが、部局で対処できると判断した場合は、当該部局長を本部長とする部局危機対策本部を設置し、応急対策を実施する。

(3) 岩手県危機対策本部（危機レベル3）

ア 当初、部局危機対策本部で対処していたが、被害が拡大し又は拡大のおそれがあるなど、全庁的な対処が必要と判断された場合は、知事を本部長とする県危機対策本部に移行する。

イ 事案発生当初から全庁的な対処が必要と判断された場合は、知事が岩手県危機対策本部を設置する。

【危機対策本部の体制】

| 区分 | 部局危機対策本部 | 岩手県危機対策本部 | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|-------------------|-----|---------------|-----|--------------|-----|------------------------|-----|-------------------------|-----|--------------|-----|---------------------|
| 名称 | 〇〇部（局）〇〇事案対策本部 | 岩手県〇〇事案対策本部 | | | | | | | | | | | | |
| 本部長 | 部局長 | 知事 | | | | | | | | | | | | |
| 副本部長 | 副部長・次長等、総合防災室長 関係部局副部長・次長等 | 副知事 所管部長、総務部長 | | | | | | | | | | | | |
| 本部員 | 関係課長等 | 部局長、総務部副部長、総合防災室長 | | | | | | | | | | | | |
| 情報連絡員 | 関係部局の主査等 | 関係部局の課長等 | | | | | | | | | | | | |
| 事務局 | 編成と主な業務（例） 事務局長：危機管理責任者（部局対策本部の場合、総括課長） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>統括班</td> <td>県対策本部事務局の総括 等</td> </tr> <tr> <td>対策班</td> <td>関係機関との連絡調整 等</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>関係機関からの情報収集、整理集約及び伝達 等</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td>県民等や報道機関への情報提供等対外的な広報活動</td> </tr> <tr> <td>通信班</td> <td>へり映像の収集・配信 等</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>本部職員のローテーション管理・支援 等</td> </tr> </table> 詳細は別紙 5 のとおり。 | | 統括班 | 県対策本部事務局の総括 等 | 対策班 | 関係機関との連絡調整 等 | 情報班 | 関係機関からの情報収集、整理集約及び伝達 等 | 広報班 | 県民等や報道機関への情報提供等対外的な広報活動 | 通信班 | へり映像の収集・配信 等 | 総務班 | 本部職員のローテーション管理・支援 等 |
| 統括班 | 県対策本部事務局の総括 等 | | | | | | | | | | | | | |
| 対策班 | 関係機関との連絡調整 等 | | | | | | | | | | | | | |
| 情報班 | 関係機関からの情報収集、整理集約及び伝達 等 | | | | | | | | | | | | | |
| 広報班 | 県民等や報道機関への情報提供等対外的な広報活動 | | | | | | | | | | | | | |
| 通信班 | へり映像の収集・配信 等 | | | | | | | | | | | | | |
| 総務班 | 本部職員のローテーション管理・支援 等 | | | | | | | | | | | | | |

(4) 部局危機対策本部

ア 部局危機対策本部は所管部局長を本部長（ただし、総合防災室が所管する危機にあつては総合防災室長）とし、副本部長は、所管部局や関係部局の副部長・次長等及び総合防災室長を、本部員は、関係課長等をもってあて、応急対策を実施する。

この他、部局危機対策本部組織のイメージ（編成例）は別紙 3 のとおりとする。

イ 部局危機対策本部の設置・運営について必要な事項は、総合防災室が定める基準に従い、各所管部局長が定める。

(5) 岩手県危機対策本部

ア 岩手県危機対策本部は知事を本部長とする。副本部長は、副知事、所管部局長及び総務部長を、本部員は、各部局長（総務部にあつては副部長）及び総合防災室長をもってあてる。

この他、岩手県危機対策本部組織の組織は別紙 4 のとおりとする。

イ 本部長は、副本部長のほか、一部本部員の出席により、本部員会議を開催することがある。

(6) 岩手県危機対策本部事務局

ア 所管部局は、本部長を補佐するために、岩手県危機対策本部に事務局を設置する。設置場所は、所管部局長と総合防災室長が協議し定める。

イ 岩手県危機対策本部事務局の構成員は、危機管理責任者を長とし、所管部局の職員が主体となり、必要に応じて総合防災室員及び関係部局職員を配置する。

事務局の体制、機能等は別紙5のとおりとする。

(7) 地方支部、現地危機対策本部の設置

本部長は、必要に応じて、地方支部やその他必要な場所に現地対策本部を設置する。

(8) 現地調整所の設置

本部長は、現地において関係機関が情報共有と連携した活動ができるよう、必要に応じて現地調整所を設置する。

(9) 危機対策本部の統合

ア 部局危機対策本部は、岩手県危機対策本部が設置された場合はその組織に統合される。

イ 武力攻撃事態等により、岩手県国民保護対策本部又は岩手県緊急処理事態対策本部が設置された場合は、岩手県危機対策本部は、岩手県国民保護対策本部又は岩手県緊急処理事態対策本部に統合される。

(10) 危機対策本部の廃止

部局危機対策本部及び岩手県危機対策本部は、本部長が危機の発生するおそれなくなったと認めるとき、又はおおむね応急対策を終了したと認めるときに廃止する。

(11) 岩手県災害対策本部規程の準用

危機対策本部に関する規定は、この方針に定めるものの他は岩手県災害対策本部規程を準用する。

第3章 事前対策

1 情報連絡体制の整備

各部局は、勤務時間外においても危機事案に対応できるよう情報連絡体制を整備する。

2 危機管理研修・訓練の実施

総合防災室及び各部局は、職員の危機管理意識の醸成及び能力の向上を図るため、必要に応じ、危機管理に関する研修・訓練の実施に努める。

3 資機材の整備

各部局は、所管する危機事案の対応に必要な物資、資機材の整備に努め、定期的な点検と取扱いの習熟に努める。

4 危機対応マニュアルの作成・見直し

各部局は、所管する危機事案について迅速かつ円滑に対応するため、危機対応マニュアルを作成し、随時検証し、見直しを行う。

作成及び見直しを行った際は、適宜知事等に報告し、総合防災室に連絡する。

第4章 応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・報告

所管部局は危機事案が発生し又は発生するおそれがある場合は、速やかに情報連絡室を設置し、情報収集を行い、収集した情報を知事等に報告するとともに、総合防災室に連絡する（勤務時間内・外の連絡系統は別紙 6，7 のとおり）。

（2）情報の内容

危機事案発生直後においては、第 1 報をできる限り速やかに伝達することが重要であり、おおむね次の事項を中心に収集伝達する。

- ・ 危機発生時の状況（時間、場所、内容等）
- ・ 被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測
- ・ 市町村及び関係機関の実施する応急措置の状況
- ・ 地域住民の避難状況 等

2 対処方針の検討・決定

所管部局が部局危機対策本部を設置した場合は、対策本部において、対処方針、応急対策案を検討・決定し、速やかに知事へ報告して、必要な指示を受けるとともに、総合防災室に連絡する。

また、その内容については、副知事、総務部長へ報告するとともに、関係部局や関係機関等に伝達する。

3 危機管理連絡会議の招集

全庁的に対応が必要と判断される場合は、所管部局からの要請を受け又は危機管理統括責任者自ら危機管理連絡会議を招集し、関係部局間の連絡調整を行う。

4 応急対策の実施

（1）被害の防止・軽減

対策本部又は所管部局は、危機事案発生直後から、県民等の生命、身体への被害の軽減を図ることを最優先に、関係部局及び関係機関と連携しながら、できる限り迅速かつ的確な応急対策を実施する。

（2）応援要請

被害が広範囲に及ぶ場合、又は甚大であり、県や市町村などによる対応では困難な場合は、他都道府県及び緊急消防援助隊等に応援要請を行うとともに、自衛隊に災害派遣要請を行う。

（3）二次被害の防止

県民等や対策要員の安全性の確保に留意し、早急に原因の除去を図るとともに立入制限等の各種制限措置、汚染の除去及び消毒など、二次災害の発生防止のために必要な応急措置を講ずる。

（4）関係機関等との連携

応急対策の実施に当たっては、関係機関等と密接に連携して対応するため、対策本部に関係機関等の連絡員を受け入れ、必要な連絡調整を行う。また、必要に応じて、現地における関係機関が情報を共有し、連携した活動ができるよう、現地調整所を設置する。

（5）県民等への情報提供

事案発生時の混乱を防止し、県民の安全・安心を確保するため、危機事案の発生状況、応急対策の実施状況、住民がとるべき対応などをホームページなどによ

り迅速に情報提供する。

(6) 報道機関への情報提供

関係機関と緊密な連絡を取り、記者会見や報道発表を通じて、適時に的確な情報を提供する。

第5章 事後対策

1 安全性の確認

対策本部又は所管部局は、危機事案に係る応急対策が概ね完了したとき、関係機関等と協力して、早急に安全性の確認を行い、必要な措置を講ずる。

安全性が確認された場合は、報道機関へ情報提供を行うとともに、ホームページなどを活用して県民等に周知する。

2 被害者等の支援

対策本部又は所管部局は、危機事案の態様、規模により、被害者等の心身の健康相談など、被害発生後の影響の軽減に努める。

3 復旧対策の推進

対策本部又は所管部局は、危機事案の発生による、県民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、可能な限り円滑な復旧を図る。

4 危機対応の評価及びマニュアルの見直し

所管部局は、発生した危機事案の原因を究明し、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討など課題等を整理したうえで、危機対応マニュアルの見直しを行い、速やかに関係部局に周知する。